

第1章 感染症に関する法令・内規

1. 医療関連感染（以下 HAI:healthcare-associated infection）対策のための指針

（1）医療関連感染（HAI）の定義と対象

- ① HAI とは医療機関（外来を含む）や療養型施設、在宅医療等のさまざまな形態の医療サービスに関連し、患者が原疾患とは別に新たに感染症に罹患したこと及び医療従事者等が医療機関内において感染に罹患したことをいう。
- ② 入院後 48 時間以降に発症した場合を院内感染と定義する。
- ③ HAI の対象は患者、付添い者、出入り業者、委託業者および病院職員全てとする。

（2）HAI 対策に関する基本的考え方

HAI 対策は患者及び職員の安全確保のための重要項目の一つであり、その適切な遂行は病院にとり重要であると同時に広く社会に貢献するものである。

（3）HAI 対策のための委員会・組織に関する基本的事項

- ① HAI 対策に必要な委員会・組織を設置し要綱を定める。
- ② 感染制御チーム（以下 ICT: Infection Control Team）は院長に権限を与えられ、それに基づき HAI 防止策を実施する。

（4）HAI 対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

職種別に研修計画を作成し実施する。

（5）感染症発生時の報告体制に関する基本方針

- ① 感染症発生時の報告体制は、感染制御室長あるいは副室長あるいは感染対策委員会副委員長の順であり、これは常時 24 時間運用する。
- ② 主治医は感染症法に基づく報告をする。

（6）HAI 発生時の対応に関する基本方針

- ① HAI 発生時は当該患者の治療と早急な状況把握及び感染拡大防止に努める。
- ② 特にアウトブレイク発生時は迅速・的確な対応を行う。
- ③ HAI 発生時は主治医から患者及び家族に対し、病状説明とともに感染予防対策実施の

協力をもとめる。

(7) 職員、患者等への当該指針の閲覧に関する基本方針

感染対策マニュアル（以下、本マニュアル）は、各部署に配布しイントラネット上に掲載する。

(8) その他の HAI 対策の推進のために必要な基本方針

- ① 職員はじめ当院で活動する者は、マニュアルを理解し遵守する。
- ② マニュアルは常に最新の情報に更新すると共に 3 年毎に全面的改訂を行う。
- ③ HAI 対策の実施については平成 26 年 12 月 19 日付けの「文書 1. 厚生労働省課長通知医療機関における院内感染対策について」に準拠している。
- ④ 以上の HAI 対策推進の基本方針を「船橋市立医療センターの感染防止に関する取り組み」として外来、病棟部門に掲示し周知する。

文書1.

○医療機関における院内感染対策について

(平成26年12月19日)

(医政地発1219第1号)

(各都道府県・各政令市・各特別区衛生主管部(局)長あて厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

(公印省略)

院内感染対策については、「医療機関等における院内感染対策について」(平成23年6月17日医政指発0617第1号厚生労働省医政局指導課長通知。以下「0617第1号課長通知」という。),「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成19年3月30日医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知),「薬剤耐性菌による院内感染対策の徹底及び発生後の対応について」(平成19年10月30日医政総発第1030001号・医政指発第1030002号)等を参考に貴管下医療機関に対する指導方お願いしているところである。

医療機関内での感染症アウトブレイクへの対応については、平時からの感染予防、早期発見の体制整備及びアウトブレイクが生じた場合又はアウトブレイクを疑う場合の早期対応が重要となる。今般、第11回院内感染対策中央会議(平成26年8月28日開催)において、薬剤耐性遺伝子がプラスミドを介して複数の菌種間で伝播し、これらの共通する薬剤耐性遺伝子を持った細菌による院内感染のアウトブレイクが医療機関内で起こる事例が報告された。また、このような事例を把握するために医療機関が注意すべき点や、高度な検査を支援するための体制について議論された。これらの議論を踏まえ、医療機関における院内感染対策の留意事項を別記のとおり取りまとめた。この中では、アウトブレイクの定義を定めるとともに、各医療機関が個別のデータを基にアウトブレイクを把握し、対策を取ることを望ましいとしている。また、保健所、地方衛生研究所、国立感染症研究所及び中核医療機関の求められる役割についても定めている。貴職におかれては、別記の内容について御了知の上、貴管下医療機関に対する周知及び院内感染対策の徹底について指導方よろしく願います。

また、地方自治体等の管下医療機関による院内感染対策支援ネットワークの在り方等に関しては、「院内感染対策中央会議提言について」(平成23年2月8日厚生労働省医政局指導課事務連絡)を参考にされたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添える。追って、0617第1号課長通知は廃止する。